

剣 心 会 会 則

- 第1条[活動目的] 1、剣道を通じ、「心」・「技」・「体」の育成を目的とする
- 第2条[入会手続] 1、小学校1年生以上の男女児童・一般成人の男女
小学生以下の幼児は、当会の承認による
2、原則として入会は3月だが、途中入会も受け付ける
3、入会金は不要
4、入会希望者の見学体験稽古は自由
- 第3条[厳守事項] 1、別紙の稽古規則・体育館使用規則を守ること
2、違反した場合は退会処分とする場合がある
- 第4条[退会手続] 1、私製の用紙に理由を記入し、代表先生に直接手渡すこと
- 第5条[長期欠席] 1、1ヶ月以上に亘る欠席の場合は代表先生に連絡し、休会の許可を得、
また休会中も会費を納入すること
- 第6条[OB会員] 1、剣心会在籍3年以上且つ高校生以上とする
2、稽古日にはできるだけ参加し、先生方の指導を手伝う
- 第7条[一般会員] 1、一般成人の男女は年齢・経験を問わず入会できる
2、四段以上を指導員とする
3、初段以上を補助指導員とする
- 第8条[準会員] 1、稽古のみとし、剣心会から試合出場がない会員とする
- 第9条[会費] 1、以下の一覧表の通りとする
2、会費は保険料・昇級審査・備品購入などに充てる
3、会費の納入は一括納入でも良い
4、会費は稽古日当番に納入し、世話役の会計が管理する

名 称	資 格	会 費 金 額	納 入	摘 要
幼 児 会 員	幼 児	月 1,500 円	2ヶ月ごと	第一稽古日納入
小・中学生会員	小・中学生	月 1,500 円	2ヶ月ごと	第一稽古日納入
長期欠席者	休会届提出	月 250 円	2ヶ月ごと	第一稽古日納入
O B 会 員	三年以上在籍 且つ高校生以上	年 2,000 円	4月に納入	スポーツ保険料別途納入 (27年度 1,850円)
一 般 会 員	な し	月 1,500 円	2ヶ月ごと	第一稽古日納入
指 導 員	四 段 以 上	免 除	—	免 除
補助指導員	初段～三段	年 2,000 円	4月に納入	スポーツ保険料別途納入
準 会 員	小・中学生	月 1,500 円	2ヶ月ごと	当番有・剣心会からの試合出場なし
準 会 員	初段～三段	年 2,000 円	4月に納入	剣心会からの試合出場なし

- 第10条[弔慰金] 1、会員に対しての弔慰金は5,000円とする

平成23年5月 第3条表記変更
 平成23年5月 第7条追記改正
 平成23年5月 第8条一部改正
 平成26年5月 第8条追記改正
 平成26年5月 第9条一部改正
 平成26年5月 第10条一部改正
 平成27年4月 第2条追記改正
 平成27年4月 第7条追記改正
 平成27年4月 第9条一部改正

稽古規則および体育館使用規則

稽古規則と体育館使用規則は日頃、稽古している場所だけでなく、審査会場・試合会場・合同稽古等の会場でも同様に守らなければなりません。

会場内では互いの礼だけでなく、指導の先生方、係りの方等、礼をすること。

「剣道は礼に始まり礼に終わる」を常に忘れないこと。

竹刀・剣道具を大切に扱い、剣道人として恥じぬ行いをする。

稽古規則

- 1、 ふざけあうこと、おしゃべりを禁止する
- 2、 できる限り遅刻せず、準備運動から参加すること
- 3、 先生、および稽古日当番の指示に従うこと
- 4、 稽古日の前に必ず竹刀や道具の安全点検を行うこと
- 5、 手足の爪を切っておき、体調には充分注意すること
- 6、 配布された書類は大切に持ち帰り、必ず保護者に渡すこと

体育館使用規則

- 1、 玄関の自分の履物・トイレの履物をそろえること
- 2、 道場の出入り口では入場・退場の際、必ず上座に礼をすること
- 3、 持ち物には必ず名前を書くこと
- 4、 貴重品は持ってこないこと、必要な金品は稽古日当番に預けること
- 5、 道場・トイレ以外の部屋に入らない、また館内の品物に触らないこと

平成23年5月 追記改正